

厚木市指定NPO法人制度

(制度の概要)



厚木市マスコットキャラクター
あゆま回ちゃん

令和6年2月
厚木市 市民協働推進課

1 指定NPO法人制度とは？

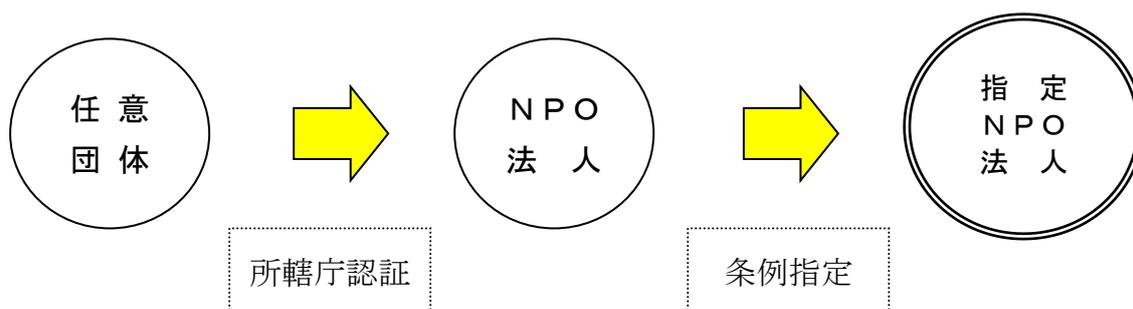
NPO法人への寄附を促す制度です。

その目的は、「NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援すること」です。

(1) 厚木市の指定NPO法人になるためには、市へ申出し、一定の要件の審査を受けた後、条例で個別に指定される必要があります。

指定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして、条例で個別に指定されているものをいいます。

つまり、NPO法人になるためには、所轄庁（都道府県や政令市）からの「認証」を受ける必要がありますが、厚木市の指定NPO法人になるためには、さらに、一定の要件の審査を受けた後、市の条例で個別に「指定」される必要があります。



(2) 第三者機関が指定の審査を行います。

市長は、指定に関する要件の審査について、有識者やNPO関係者等からなる第三者機関（厚木市市民協働推進委員会）に諮問します。

また、市長は、審査基準を公開するとともに、第三者機関による審査結果をインターネットにより公表することで、審査の透明性を図ります。

(3) NPO法人の規模の大小にかかわらず、指定を受けることができます。

2 指定NPO法人になることによるメリットとは？

(1) 個人の寄附者のメリット

○ 個人市民税の税制優遇を受けられます

指定NPO法人に寄附をした寄附者の個人市民税が、寄附金税額控除の対象になります。(寄附金の6%が税額控除されます。)

(寄附金額－適用下限額 2,000 円) × 6% ※ 控除には、上限があります。

※ 神奈川県条例により指定を受けた場合は、個人県民税の税制優遇を受けられます。(寄附金の4%が税額控除されます。)

(2) 指定NPO法人のメリット

○ 認定NPO法人のPST要件が免除されます

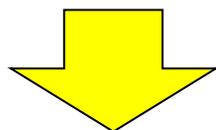
指定NPO法人が認定NPO法人の申請をした場合には、認定NPO法人制度の公益要件であるPST要件（パブリックサポートテスト）が免除されます。

○ 内部管理がしっかりします

指定を受けるために経理や組織の在り方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。

○ 社会からの信用が高まります

指定を受けるために、一層進んだ情報公開を行ったり、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。



指定を受けるためには必要書類等を整える必要がありますが、得られるメリットもたくさんあります。

3 指定NPO法人になるための要件とは？

指定NPO法人になるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 神奈川県内で活動し、かつ、事務所を有する特定非営利活動法人であること。

(2) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として神奈川県の当該寄附金を定める条例で定められていること。

(3) 事業活動の内容について、次の要件に該当していること。(公益要件Ⅰ)

- 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するもの
- 特定非営利活動に係る事業が厚木市の地域課題の解決に資するもの

(4) 特定非営利活動の実績について、次の要件に該当していること。(公益要件Ⅱ)

- 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
- 法人以外の者から支持されている実績があること。

(5) 運営組織及び経理が適切であること。(運営要件)

- 役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下であること。
- 役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下であること
- 各社員の表決権が平等であること。
- 会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- 不適正な経理を行っていないこと。

(6) 事業活動の内容が適正であること。(運営要件)

- 宗教活動、政治活動、公益を害するおそれのある活動等を行っていないこと。
- 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと。
また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。

(7) 情報公開を適切に行っていること。(運営要件)

- 事業報告書等について、閲覧の請求があった場合に事務所において閲覧させること。
- 事業報告書等について、インターネットにより公表すること。

(8) 事業報告書等を期限内に所轄庁へ提出していること。(運営要件)

(9) 法令等違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。(運営要件)

(10) 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。

(11) 欠格事由に該当しないこと。

- 役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいないこと。
- 役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと。 など

4 3 (3)、3 (4)の公益要件とは、どんな要件なの？

指定NPO法人制度では、次の二つの点から、公益性の判断をします。

- ① 事業活動の内容 [3 (3)]、 ② 特定非営利活動の実績 [3 (4)]

① 事業活動の内容（ア、イの両方に該当すること）（公益要件Ⅰ）

ア 不特定かつ多数の厚木市民の利益に資するもの

【判断基準】（a、bの両方に該当すること）

- a 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、原則、総支出額の2分の1以上であること。

$$\text{総支出額（事業費及び管理費の総計）} \times 1/2 \geq \text{その他の事業の支出規模（事業費及び管理費）}$$

- b 利益を受ける厚木市民が存在すること。
（ただし、当該法人の活動が他の市民等に著しい不利益をもたらすおそれのある活動でないこと。）

【対象期間】 判断基準(a) 実績判定期間の各事業年度
判断基準(b) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

イ 特定非営利活動に係る事業が厚木市の地域課題の解決に資するもの

【判断基準】（a又はbに該当すること。又は、aに該当する事業費とbに該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。）

- a 法人の活動が厚木市等の計画、施策の方向性に沿うものであること。
（法人の特定非営利活動に係る事業の内容が、厚木市等の計画、施策の効果を高める、あるいは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決に関する一定の方向性の一致があること。）
- b 法人の活動が厚木市民の要望に対応するものであること。
（法人の活動が、厚木市民が求めている課題の解決に寄与するものであること。厚木市長等へ提出された、厚木市民（30人以上）又は地区自治会連絡協議会からの要望書などにより確認。）

【対象期間】 判断基準(a)及び(b) 実績判定期間の各事業年度

② 特定非営利活動の実績（ア、イの両方に該当すること）（公益要件Ⅱ）

ア 県内の活動地域において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。

【判断基準】（a、bの両方に該当すること）

- a 県内の活動地域において、定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の活動をしていること。
- b 継続的な事業の実施が見込まれること。
(事業の計画、収支（寄附金を含む。）の計画、人員体制の計画を記載した事業計画（5年間）などにより確認)

【対象期間】 判断基準(a) 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

イ 法人以外の者からの支持の実績があること。

【判断基準】（a～eのいずれかに該当すること）

- a 行政等から支持を受けている実績
(行政等との協働、行政等からの助成、表彰など)
- b 企業又は団体等から支持を受けている実績
(企業等との協働、企業等からの助成、表彰など)
- c 地域の住民等から支持を受けている実績
(法人の活動地域の住民等 100人以上からの署名、100人以上の住民で構成される自治会からの推薦、無償ボランティアの実績、寄附の実績など)
《無償ボランティアの実績》
 - ・無償ボランティア（役員によるものは除き、実費相当を支給するものを含む。）
 - ・実績判定期間内の各事業年度中の月平均の無償ボランティア総労働時間数が一定数以上（400時間（総収入額 300万円未満の法人は、200時間、300万円から 500万円までは一定の割合による時間）以上）であること。
- d 中間支援組織（当該申出のあった法人）から支援を受けている団体から支持を受けている実績（中間支援組織から支援を受けている 30 団体以上からの推薦など)
- e その他
(a～d以外のもので、支持を受けている実績として法人が説明するもの)

【対象期間】 実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する事業年度

5 実績判定期間とは？

実績判定期間とは、指定NPO法人の要件の判定対象となる期間のことで、指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（はじめて指定の申出をするときは2年）内に終了した各事業年度のうち、もっとも古い事業年度開始の日から、直前に終了した事業年度終了の日までの期間をいいます。

例 法人の事業年度が4月1日～3月31日の場合（新規申出）



6 指定NPO法人となった後にすることは？

主なものとして、次のことを行う必要があります。

(1) 事業報告書等の提出

指定NPO法人となった場合には、各事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に、毎事業年度1回、事業報告書等を市長に提出しなければなりません。

(2) 寄附者に対する手続（受領証の発行など）

寄附者が個人県民税の寄附金控除を受けるためには、市町村に申告する必要があります。そのため、寄附金を受け入れたときには、寄附者にその申告に必要な次の書類を交付する必要があります。

- 【交付書類】
- ① 寄附金受領証明書
 - ② 寄附金税額控除申告書

また、寄附者名簿を作成し、保存（5年間）する必要があります。

7 具体的な指定申出の手続については？

問1 令和6年度の申出や指定の時期はいつですか？

答1

申出の時期	指定の時期（予定）	控除対象となる寄附金
令和6年5月末まで	令和6年10月	令和6年1月1日以降
令和6年7月末まで	令和6年12月	
令和6年9月末まで	令和7年3月	令和7年1月1日以降
令和7年1月末まで	令和7年6月	

- ※ 受付場所は、市民協働推進課の窓口です。まずは、事前相談をお願いいたします。
- ※ 令和7年度以降の申出や指定の時期につきましては、令和6年度と概ね同様のスケジュールを予定しております。

問2 書類の提出はどこにするのでしょうか。また、事前相談は必要でしょうか。

答2 市民協働推進課の窓口にお持ちいただき、提出してください。

ただし、提出前に事前相談をお願いしております。お手数ですが、あらかじめ電話で相談の日時をご予約の上、お越してください。

【問い合わせ先等】

厚木市 市民協働推進課

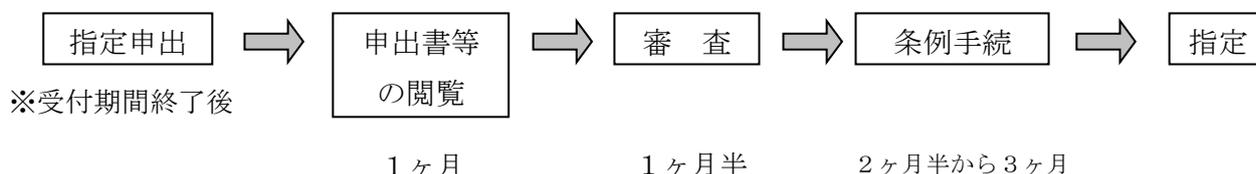
（電話）046-225-2141

（Eメール）2800@city.atsugi.kanagawa.jp

問3 指定を受けるまで、どのくらいかかりますか？

答3 受付期間終了後、概ね5ヶ月程度かかります。

【参考】指定の流れ



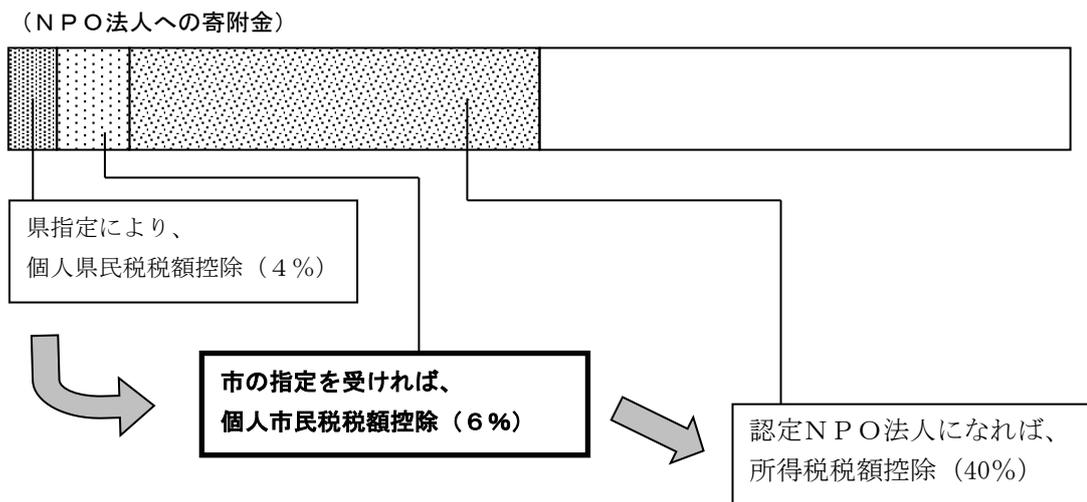
問4 申出に必要な書類や手引書などは、どこで入手できますか？

答4 様式や手引書については、市のホームページからダウンロードできます。
また、市民協働推進課で配布しております。

問5 指定を受けた場合、寄附金について県民税も控除の対象となりますか？

答5 この市の指定による寄附金控除は、個人市民税のみが対象となります。
県民税につきましては、県の指定を受けることにより、控除の対象となります。

【参考】 寄附者に対する税制上の優遇措置（寄附金控除）



※ 寄附金控除には、適用下限額、上限額等がありますが、ここでは省略しています。